

5 1 0 特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業

1．特例を設ける趣旨

官民協働の運営や地域との共生を図ることにより、「国民に理解され、支えられる刑務所」を目指すこととしておりますが、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律には、民間委託を可能とするための根拠規定等が設けられていないことから、施設の警備や被収容者の処遇の一部等の事務を民間に委託することができません。

そこで、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律等の特例措置を設け、刑事施設の事務の民間委託を推進することにより官民協働の運営を実現するとともに、地方公共団体においても、刑事施設の業務が大幅に民間委託されることにより、構造改革特別区域における新たな雇用が生み出される機会が増えるなど、地域の活性化にもつながることが期待できるものです。

2．特例の概要

本措置は、施設の警備や職業訓練などの被収容者の処遇の一部を、一定の要件を満たす民間事業者に委託することを可能とするとともに、守秘義務、みなし公務員規定、監督規定など、事務を円滑かつ適正に実施するための所要の規定を設けるものです。

3．基本方針の記載内容の解説

「関係機関及び関係団体との緊密な連携が確保されていることその他の事情を勘案し」とは、刑務官に代わり、武器や戒具を使用する権限を有さない民間職員によって施設の警備や被収容者の処遇などの業務が行われることにより、施設の規律秩序の維持に支障を生ずるリスクが高まり、ひいては地域の公共の安全に支障を生ずるおそれがあるところ、特例措置を講じるに当たって、その支障を除去するために、地域の公共の安全の確保に責務を有する関係機関や周辺住民等の理解と協力が不可欠と考えたものです。

「将来にわたるその安定的な運営」とは、“迷惑施設”である刑事施設においては、改築等に際しての移転問題が付きものであり、構造改革特区制度を活用することで、地域の役割を制度として位置付けることは、将来にわたり安定的な運営を確保する上で極めて有益であることから、これを要件とする趣旨です。

「構造改革特別区域内に事務所又は事業所を有する」としたのは、地方公共団体が、不適正な事業者等を把握し、適切な情報提供等の協力が期待

できるよう、受託者の範囲を限定したものです。

区域内に事務所又は事業所が所在する法人に限って、業務が委託されることとなれば、地域の経済活動が活性化するとともに、新たな雇用が生み出される機会が増えるなど、地域経済の活性化にもつながることが期待されるほか、地方公共団体にとっては、受託者に対する地方税の課税主体となることから、法人住民税、事業税などの税収入が増加することが期待されます。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例特区計画及び添付書類の記載に当たっては、以下の事項に留意願います。

- ・ 当該特区内に、地域の公共の安全の確保に責務を有する関係機関及び関係団体との緊密な連携が確保されていることや、周辺住民等の理解と協力が得られているなど、刑事施設の運営に民間事業者が参画しても事務の適正な遂行に支障を及ぼすことがないことがわかるように記載すること。
- ・ 原則として、本特例措置の適用を受けることを想定している事業者について、法人名及び所在地、委託を受けて行おうとしている事務の範囲について記載すること。ただし、が特定していないが、将来特定される見込みが高い場合には、主体を特定するためのスケジュールなどを記載すること（なお、その際の主体の記載例としては、「当該入札手続の落札者（ 年 月決定見込み）によって設立された特別目的会社」など。）

5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

5 1 1 ・ 9 2 9 特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業

1．特例を設ける趣旨

刑事施設には、被収容者への医療を提供するために病院等を設けていますが、医師の確保については、常勤の医師はもとより、非常勤の医師についても、その採用が困難な状況です。

そこで、病院等の管理を公的医療機関開設者等に委託することを可能とすることにより、被収容者に対する医療体制の充実を図るとともに、病院等に診療設備を地域住民への医療を提供するために利用することを可能にすることにより、地域医療が充実し、地域の活性化が図られることが期待できるものです。

2．特例の概要

国が刑事施設内に設置した病院等の管理を公的医療機関開設者等に委託するとともに、地域住民に対する医療を提供するため、当該公的医療機関開設者等が刑事施設内の診療設備等の利用を可能とするための所要の規定を設けるものです。

3．基本方針の記載内容の解説

受託者を「公的医療機関開設者等」と限定したのは、公的医療機関は、公的な性格が強く、医療機関を安定的に経営することができる基盤を有するためであり、このような医療機関に限り、被収容者への医療の提供を委託し、更にその場合に限って、被収容者への医療の提供に支障のない範囲で、地域住民への医療サービス提供のために診療設備等の利用を認めるものであれば、刑事施設の適正な運営に支障を生じるおそれは少ないと考えたためです。

「被収容者の診療に支障のない範囲内で」とは、刑事施設内の病院等は、本来、当該施設に拘禁されている被収容者に対して適切な医療を提供することを目的とするものであり、診療設備等の地域医療のための利用はこれに支障のない範囲とする必要があることから、その旨の限定を付すものです。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例特区計画及び添付書類の記載に当たっては、以下の事項に留意願います。

- ・ 管理を受託する公的医療機関開設者等については、その名称、刑事施設に配置する医師等の数及び対応可能な診療科目を記載すること。
- ・ 刑事施設の診療設備等を被収容者以外の者の診療のために利用させる場合

には、診療科目及び診療時間を記載すること

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

9 3 4 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業

1．特例を設ける趣旨

近隣において生活介護若しくは自立訓練又は児童デイサービス事業を利用することが困難な障害者又は障害児が、介護保険法の規定に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用できるようにし、身近な場所でのサービス利用を可能とすることなどを目的としています。

2．特例の概要

居間及び食堂の面積、職員数について指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たすこと、また、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が障害児関係施設等から技術的支援を受けることが、地方公共団体の構造改革特別区域計画中に定められていることを条件として、小規模多機能型居宅介護事業所を障害児（者）が利用した場合に、障害者自立支援法に基づく給付費を給付できるようにします。

3．基本方針の記載内容の解説

- (1) 本特例措置は、指定小規模多機能型居宅介護事業所を障害児（者）が利用することを認めるものです。
- (2) 本特例措置は、指定小規模多機能型居宅介護の利用対象者に対するサービス提供に影響を及ぼさない範囲で行うことを想定しています。
- (3) 基本方針中、特例措置の内容における具体的な取扱いは、次のとおりです。

小規模多機能型居宅介護の登録者数と障害児（者）の登録者数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合計数がそれぞれ15人、9人を超えないこと。

の基準を満たしていることを前提として、居間及び食堂並びに宿泊室の面積など、指定小規模多機能型居宅介護に係る基準を満たしていること。

指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必

要な職員を確保すること。

障害児（者）を指定小規模多機能型居宅介護事業所において受け入れる際の障害児（者）関係施設等の「技術的支援」の具体的な内容としては、小規模多機能型居宅介護事業所の職員が、本特例措置により事業所に新たに受け入れることとなる障害児（者）を適切に処遇するため、障害の種別や程度に応じて生活介護事業所、児童デイサービス事業者、障害児通園施設等における実習・研修会等の機会を通じ、必要な資質を向上させることを想定しています。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

・特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、

- 1)当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要(事業者の法人種別及び名称並びに住所 小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所)
- 2)障害児（者）を受け入れる場合にあっては、障害児（者）関係施設から受ける技術的支援の概要を記載すること。

5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1008 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則 に定められた管理基準の適用を除外する昆虫の飼育事業

1. 特例を設ける趣旨

家畜排せつ物の不適切な管理に起因した衛生上の問題や水質汚濁の発生を背景として、一定規模以上の畜産業を営む者が管理する家畜排せつ物については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則に定められた管理基準に従った管理が必要となりますが、一定の要件に該当する昆虫の飼育事業に限って、当該事業に利用される家畜排せつ物を管理基準の適用対象としない特例措置を講じます。

2. 特例の概要

一定の要件に該当するとして認定を受けた構造改革特別区域内において、環境への悪影響がないと認められる等一定の要件に該当する昆虫の飼育事業に利用される家畜排せつ物(ただし、管理基準に従って3ヶ月以上管理された固形状のものに限る。)については、環境影響調査を年1回以上行うことを前提として管理基準の規定を適用しないこととするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 特別家畜排せつ物

特別家畜排せつ物とは、特例措置の対象として管理基準の適用対象から除外する家畜排せつ物のことであり、具体的には管理基準に従って3ヶ月以上管理された固形状の家畜排せつ物のことを指します。

ただし、本特例措置が認められるのは、構造改革特別区域内における昆虫飼育事業であって、昆虫飼育事業要件を満たすものに利用される特別家畜排せつ物のみとなります。したがって、たとえ管理基準に従って3ヶ月以上管理された家畜排せつ物であっても、昆虫飼育事業に利用されるものでなければ、当該特例措置の対象とはならないことに留意して下さい。

ここで、特別家畜排せつ物を、管理基準に従って3ヶ月以上管理された固形状の家畜排せつ物に限る理由は、家畜から排せつされて間もないふん尿は、一般的に流動性に富み環境中へ飛散・流出するおそれが大きく、悪臭物質の主たる発生源となるなど、管理基準の適用除外による環境への悪影響が特に懸念されることと、家畜ふん尿を管理基準に従ってたい肥化する場合、一般的な堆積方式におけるたい肥化期間の目安として、家畜ふんのみで約2ヶ月、稲わら等の作物収穫残さを混合して約3ヶ月とされていること、た

い肥化期間を長期間確保するほど、大規模な管理施設が必要となり、必要な労力も大きなものとなるため、たい肥化期間を必要以上に長く設定することは家畜排せつ物の適正な管理を図る上で望ましくない場合があることを併せて考慮したためです。ただし、これは管理基準に従って管理すべき最低限の期間ですから、これ以上長い期間管理されたものの利用を妨げるものではありません。

(2) 規制の特例措置が適用される家畜排せつ物の範囲

本特例措置によって管理基準の適用が除外されるのは、畜産業を営む者が行う昆虫飼育事業に利用される特別家畜排せつ物です。このため、家畜の飼養により発生する家畜排せつ物の一部だけを昆虫飼育事業に利用する場合、当該事業に利用されていない家畜排せつ物については、管理基準に従い3ヶ月以上管理された固形状の家畜排せつ物であったとしても、畜産業を営む者による管理基準に従った適正な管理が必要になります。

(3) 環境への悪影響

昆虫飼育事業の実施による環境への悪影響については、管理基準を適用しないことに伴い発生する環境への影響の程度に関し、構造改革特別区域内及びその周辺地域の自然社会経済的条件を勘案して総合的に検討することが、環境への悪影響を未然に防止する観点から必要になると考えられます。このため、昆虫飼育事業の実施による環境への悪影響については、構造改革特別区域の認定を受けた地方公共団体が、環境影響に関する専門家の意見を聴いた上で検討するものとします。

また、検討すべき環境への影響については、原則として、河川、湖沼、地下水を含めた水環境への影響、その他生活環境及び人の健康に関わる環境への影響が考えられます。この検討に際して収集すべき調査項目には、気象データ、地質学的データ、河川、湖沼及び地下水等の水質データ、水資源の利用状況に関するデータが含まれると考えられますが、必要な調査項目、調査数量及び調査地点の選定については、地域の自然社会経済的条件によって大きく異なることから、既存の調査データの有効活用を含めた効率的かつ的確な調査の実施という観点から、環境影響に関する専門家の意見を聴きつつ地方公共団体が調査の詳細を検討するものとします。

なお、家畜排せつ物法及び本特例措置の円滑な運用を図るために、認定を申請する地方公共団体が市町村の場合には、年に1回以上行うこととなっている環境影響調査の結果を都道府県に情報提供して頂くことが望ましいですが、その判断については各地方公共団体に委ねることとします。

(4) 昆虫の無償譲与

本特例措置が認められるのは、青少年の健全な育成を図ることを目的として、飼育した昆虫を青少年に無償で譲与する昆虫飼育事業だけです。

なお、この場合の「無償で譲与」とは、昆虫そのものを対価を得ないで提供することを指し、容器代や送料といった配布に要する経費については、受け取っても差し支えありません。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

- ・ 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、飼育を予定している昆虫の種類を含めた事業の内容について具体的に記載して下さい。
- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に以下の項目について記載して下さい。

実施しようとする昆虫の飼育事業に利用する家畜排せつ物を管理基準に従い管理した場合に、事業の実施に著しい支障が生ずるおそれ大きいと考えられる理由

1年に1回以上行う予定の環境影響調査の調査項目、調査地点及び数量を含めた調査内容

特区の申請に際してあらかじめ聴いた専門家の意見（当該専門家の氏名、意見の聴取方法、具体的な意見の内容等）

- ・ 特区の範囲を明らかにするために必要な図面において、以下の項目を記載して下さい。

実施しようとする事業の実施予定地点、事業の実施者が保有する管理施設の位置、1年に1回以上行う環境影響調査の調査予定地点及び調査範囲

水道原水の取水地点の位置（特区の範囲に水道原水の取水地点がないことを確認する上で必要ですので、図面の範囲内において可能な限り記載して下さい。）

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし。

1 1 0 9 燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業

1．特例を設ける趣旨

今後普及することが見込まれている燃料電池自動車やDME自動車の燃料装置用容器の再検査を車載状態のままでも実施できるようにし、再検査を合理化すること等を目的とするものです。

2．特例の概要

燃料電池自動車やDME自動車の燃料装置用容器について、目視検査により容器内面を確認しないことの弊害を防止する措置として、容器の安全性を確保するための保安確保策や実際に行われる容器再検査の方法等が当該地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、車載状態のまま再検査を行うことができるものです。

3．基本方針の記載内容の解説

容器の安全性を確保するための保安確保策や容器再検査の具体的方法について、地方公共団体において安全性が確保されると認めるに当たっては、容器に使用する材料等の仕様の下で、高圧水素ガス下における水分、硫化物等の不純物が容器及び附属品の材料に与える影響について重点的に実証されていること等が挙げられます。詳しくは、「水素ガススタンド基準に係る技術検討委員会 燃料電池用水素容器技術検討委員会 報告書」を参考にして下さい。

(<http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0003529/>)

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「4 特定事業の内容」として、当該再検査を受けようとする容器の仕様（圧力、材料、容量、寿命等）

例えば、目視検査により容器内面を確認しなくとも健全性が確保されるコーティングが内面に施されている等、容器の安全性を確保するための保安確保策

実際に行われる容器再検査の具体的方法（容器再検査の具体的方法については、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示第18条、第19条に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の外観検査、漏洩試験などを参考にして下さい。⇒）

車載状態のまま容器再検査を受けさせようとする容器であることを見分けるために当該地方公共団体の長が講じる措置

を記載すること。

- 5 . 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1131(1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1. 特例を設ける趣旨

一定の要件を満たした講座の修了者については、初級システムアドミニストレータ試験の試験科目のうち午前試験科目に相当する、情報処理システムに関する基礎知識及び情報処理システムの活用に関する共通的知识(以下「免除対象科目」という)の免除を受けることができることにより、受験者の負担軽減及び受験機会の増加を図るものです。

2. 特例の概要

情報処理技術者の効果的な育成を図るものとして特区に開設された講座(e-ラーニング方式によるものを含む。以下「認定講座」という。)について、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法及び修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目が地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定による初級システムアドミニストレータ試験に合格した者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができると確認された場合、当該講座の修了生は初級システムアドミニストレータ試験に係る免除対象科目についての試験の免除を受けることができるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 地方公共団体は、特区計画認定申請の際に特定事業の内容として次の4つの事項を記載して、経済産業大臣の確認を受けなければなりません。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

履修計画には、告示で定める履修項目が内容としてすべて含まれていることが必要であって、項目の名称が異なったり当該履修項目以外の履修項目が含まれたりしても差し支えありません。履修計画にはこの他、講座の受講対象者、受講方式、履修時間数、使用教材、経済産業大臣が告示で定める履修項目と履修計画の項目との対応関係(修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格を取得するための試験の試験項目との対応関係も含む)が明記されていることが望まれます。

修了認定の基準

修了認定の基準とは、講座の開設者(以下「開設者」という。)が講座

修了の要件として受講生に課す基準で、一般的には出席日数、修了認定に係る試験の実施又は修了レポートの提出などがありますが、本特例措置では少なくとも修了認定に係る試験の実施とその合格基準が明記されていなければなりません。なお、民間資格の取得を修了認定の基準とする場合には、その旨が明記されていなければなりません。

修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験の実施方法としては、次の事項が明記されていなければなりません。

ア 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含まない場合にあつては、経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が情報処理技術者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行う場合にあつては、機構）の審査を受けた試験問題を使用すること

イ 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあつては、経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）が提供する試験問題またはその審査を受けた試験問題のいずれかを使用すること

修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあつては、当該民間資格の名称及びその試験項目

修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあつては、当該民間資格の名称及びその試験項目が明記されていることが必要です。

(2) 開設者は、修了認定に係る試験を実施するにあたって、告示で定めるところにより、次の 又は の手続を行わなければなりません。また、開設者は、告示で定めるところにより、講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び修了認定に係る試験の結果を経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）に通知しなければなりません。

経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）の審査を受け、適切であると認めた問題を使用する場合にあつては、告示で定める手数料を経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）に納めること。

経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）が提供する問題を使用する場合にあつては、告示に定める手数料を経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）に納めること。

(3) 上記(1)によって認定を受けた特区に開設される講座について、上記(2)に規定する措置を開設者がすべて履行した場合には、当該講座を修了した者

は、当該修了した日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合に限り免除対象科目の免除を受けることができます。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画の別紙及び履修計画の記載にあたっては、認定講座開設事業が円滑に開始できるように準備を進めるために、地方公共団体において、特区計画策定の検討がされ次第、速やかに、試験の実施者である経済産業省に相談を行うことが望ましい。

また、修了認定に係る試験の実施方法について、経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、機構）の審査を受けた問題を使用しようとする講座の開設者は、当該審査に合格できなかった場合を考慮して、経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、機構）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する旨を併せて記載することが望ましい。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

履修計画書

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

1. 特例を設ける趣旨

一定の要件を満たした講座の修了者については、基本情報技術者試験の試験科目のうち午前試験科目に相当する、情報処理システムに関する基礎知識及び情報処理システムの開発に関する共通的知识(以下「免除対象科目」という)の免除を受けることができることにより、受験者の負担軽減及び受験機会の増加を図るものです。

2. 特例の概要

情報処理技術者の効果的な育成を図るものとして特区に開設された講座(e-ラーニング方式によるものを含む。以下「認定講座」という。)について、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法及び修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目が地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定による基本情報技術者試験に合格した者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができると確認された場合、当該講座の修了生は基本情報技術者試験に係る免除対象科目についての試験の免除を受けることができるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 地方公共団体は、特区計画認定申請の際に特定事業の内容として次の4つの事項を記載して、経済産業大臣の確認を受けなければなりません。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

履修計画には、告示で定める履修項目が内容としてすべて含まれていることが必要であって、項目の名称が異なったり当該履修項目以外の履修項目が含まれたりしても差し支えありません。履修計画にはこの他、講座の受講対象者、受講方式、履修時間数、使用教材、経済産業大臣が告示で定める履修項目と履修計画の項目との対応関係(修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格を取得するための試験の試験項目との対応関係も含む)が明記されていることが望まれます。

修了認定の基準

修了認定の基準とは、講座の開設者(以下「開設者」という。)が講座

修了の要件として受講生に課す基準で、一般的には出席日数、修了認定に係る試験の実施又は修了レポートの提出などがありますが、本特例措置では少なくとも修了認定に係る試験の実施とその合格基準が明記されていなければなりません。なお、民間資格の取得を修了認定の基準とする場合には、その旨が明記されていなければなりません。

修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験の実施方法としては、次の事項が明記されていなければなりません。

ア 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含まない場合にあつては、経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が情報処理技術者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行う場合にあつては、機構）の審査を受けた試験問題を使用すること

イ 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあつては、経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）が提供する試験問題またはその審査を受けた試験問題のいずれかを使用すること 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあつては、当該民間資格の名称及びその試験項目

修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあつては、当該民間資格の名称及びその試験項目が明記されていることが必要です。

(2) 開設者は、修了認定に係る試験を実施するにあたって、告示で定めるところにより、次の 又は の手続を行わなければなりません。また、開設者は、告示で定めるところにより、講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び修了認定に係る試験の結果を経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）に通知しなければなりません。

経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）の審査を受け、適切であると認めた問題を使用する場合にあつては、告示で定める手数料を経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）に納めること。

経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）が提供する問題を使用する場合にあつては、告示で定める手数料を経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）に納めること。

(3) 上記(1)によって認定を受けた特区に開設される講座について、上記(2)に規定する措置を開設者がすべて履行した場合には、当該講座を修了した者は、当該修了した日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合に限

り免除対象科目の免除を受けることができます。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画の別紙及び履修計画の記載にあたっては、認定講座開設事業が円滑に開始できるように準備を進めるために、地方公共団体において、特区計画策定の検討がされ次第、速やかに、試験の実施者である経済産業省に相談を行うことが望ましい。

また、修了認定に係る試験の実施方法について、経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、機構）の審査を受けた問題を使用しようとする講座の開設者は、当該審査に合格できなかった場合を考慮して、経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、機構）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する旨を併せて記載することが望ましい。

5．当該特例に関して特に必要な添付書類 履修計画書